

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 794 条 1 項および同法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 5 月 13 日

川崎重工業株式会社

2021 年 5 月 13 日

兵庫県神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

川崎重工業株式会社

代表取締役社長執行役員 橋本 康彦

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2021 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、川重冷熱工業株式会社（以下「川重冷熱」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

株式交換完全子会社となる川重冷熱は新株予約権および新株予約権付社債のいずれもを発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 川重冷熱は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

② 川重冷熱は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時(別紙2の「1.(注2)本株式交換により交付する当社の株式数」において定義されます。)の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により川重冷熱が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。

③ 川重冷熱は、2021年3月期に係る配当として、2021年3月31日を基準日とする1株当たり12円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第4号)

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、車両カンパニーの分社に関し、準備会社として2021年3月10日に設立した川崎車両株式会社へ、車両カンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙4をご参照ください。

② 当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、モーターサイクル&エンジンカンパニーの分社に関し、準備会社として2021年2月12日に設立したカワサキモータース株式会社へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約の概要は、別紙5をご参照ください。

③ 当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、川重冷熱を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、別紙1をご

参照ください。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以上

別紙 1 株式交換契約の内容

次頁以降をご覧ください。

株 式 交 換 契 約 書

2021 年 5 月 11 日

川崎重工業株式会社
川重冷熱工業株式会社

株式交換契約書

川崎重工業株式会社（以下「甲」という。）及び川重冷熱工業株式会社（以下「乙」という。）は、2021 年 5 月 11 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：川崎重工業株式会社

住所：兵庫県神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：川重冷熱工業株式会社

住所：滋賀県草津市青地町 1000 番地

第 3 条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、第 7 条第 3 項に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、当該所有する乙の普通株式の合計数に 0.60 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.60 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額 金 0 円

増加する資本準備金の額 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額

増加する利益準備金の額 金 0 円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。但し、両当事者は、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者としての注意義務をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約に別段の定めがある場合を除き、自ら又はその子会社をして、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
3. 乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求により本効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）の全部を、基準時（但し、当該買取りがあつた場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

第8条（剰余金の配当の限度額等）

1. 乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり12円、総額100,648,968円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日以降、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）が受けられない場合、(ii)本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会における承認が受けられない場合、(iii)本株式交換の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、又は(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄合意裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 11 日

甲

兵庫県神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

川崎重工業株式会社

代表取締役社長執行役員 橋本 康彦



乙

滋賀県草津市青地町 1000 番地

川重冷熱工業株式会社

代 表 取 締 役 社 長 篠 原 進



別紙2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関して、次のように判断しております。

1. 株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法に関する事項

	当社 (株式交換完全親会社)	川重冷熱 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.60
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：841,268 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

川重冷熱の普通株式（以下「川重冷熱株式」といいます。）1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.60 株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する川重冷熱株式（2021 年 5 月 11 日現在 6,985,300 株）については、本株式交換による株式の割当では行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が川重冷熱の発行済株式（ただし、当社が保有する川重冷熱株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の川重冷熱の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます。）に対して、その保有する川重冷熱株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。本株式交換によって交付する当社株式には、新たに発行する当社株式を使用する予定です（ただし、当社の判断により、上記に従い割当交付される当社株式の一部として、当社が保有する自己株式を充当する可能性があります）。なお、川重冷熱は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により川重冷熱が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、川重冷熱による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100 株未満の当社株式）を保有することとなる川重冷熱の株主の皆様につきましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）およびその他の金融商品取引所においては単元未満株式を売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくこ

とができます。

① 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項および当社の定款第 10 条の定め等に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる川重冷熱の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠および理由

当社および川重冷熱は、2020 年 10 月より、今後の協業体制の在り方について、協議を行っていましたが、それを踏まえて、2021 年 1 月中旬に、当社から川重冷熱に対して本株式交換の正式提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が川重冷熱を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点で最善と考えるに至りました。

当社および川重冷熱は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、川重冷熱は S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から 2021 年 5 月 10 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

川重冷熱においては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である S M B C 日興証券から 2021 年 5 月 10 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の詳細については、下記（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言および 2021 年 5 月 10 日付で受領した答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、川重冷熱の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社および川重冷熱は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、適宜、それぞれのリーガル・アドバイザーから助言等を受けるとともに、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称および両社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券および川重冷熱の第三者算定機関である S M B C 日興証券は、いずれも当社および川重冷熱から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

野村證券は、当社については、同社が東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である 2021 年 5 月 10 日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の算定基準日の株価終値、2021 年 4 月 28 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値、2021 年 4 月 12 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、2021 年 2 月 12 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2020 年 11 月 11 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

川重冷熱については、同社が東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ スタンダード」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である 2021 年 5 月 10 日を基準日として、東京証券取引所における川重冷熱株式の算定基準日の株価終値、2021 年 4 月 28 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値、2021 年 4 月 12 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、2021 年 2 月 12 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2020 年 11 月 11 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を、また川重冷熱には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、採用して算定を行いました。

当社の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各評価方法における算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.53～0.63
類似会社比較法	0.16～0.28
DCF 法	0.46～0.68

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報および野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性についての検証は行っておりません。両社およびその関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、

個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。川重冷熱の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、川重冷熱の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2021年5月10日までに野村證券が入手した情報および経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした川重冷熱の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、SMB C日興証券は、当社については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2021年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間（2021年4月12日から2021年5月10日まで）、3ヶ月間（2021年2月12日から2021年5月10日まで）および6ヶ月間（2020年11月11日から2021年5月10日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

川重冷熱については、同社が東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2021年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける1ヶ月間（2021年4月12日から2021年5月10日まで）、3ヶ月間（2021年2月12日から2021年5月10日まで）および6ヶ月間（2020年11月11日から2021年5月10日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、川重冷熱と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社富士通ゼネラル、三浦工業株式会社および新晃工業株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、川重冷熱が作成した2022年3月期から2031年3月期までの財務予測に基づく2022年3月期以降に川重冷熱が創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法およびマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は5.59%～6.84%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しております。また、永久成長法では永久成長率として-0.25%～0.25%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして10.0倍～12.2倍を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、SMB C日興証券がDCF法の採用に当たり前提とした川重冷熱の事業計画の各期において、大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法による川重冷熱の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.56～0.63

類似上場会社比較法	0.48～0.64
DCF法	0.47～0.79

(注) SMBC日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料および情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性および完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務および責任を負うものではなく、提供された情報が不正確または誤解を招くようなものであるとする事実または状況等につき当社および川重冷熱において一切認識されていないことを前提としております。また、当社、川重冷熱およびその関係会社の資産または負債に関して、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。これらの資料および情報の正確性および完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社および川重冷熱並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、株式交換比率算定書で使用している川重冷熱の事業計画等は、算定基準日における最善の予測および判断に基づき、川重冷熱により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、SMBC日興証券が提供された資料および情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報および仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性および実現性について独自の検証は行っておらず、その義務および責任を負うものではありません。

なお、SMBC日興証券の算定結果は、SMBC日興証券が川重冷熱の依頼により、川重冷熱の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として川重冷熱に提出したものであり、当該算定結果は、SMBC日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、本株式交換の効力発生日である2021年8月1日(予定)をもって、川重冷熱は当社の完全子会社となることから、川重冷熱株式は、東京証券取引所JASDAQスタンダードの上場廃止基準に従って、2021年7月29日付で上場廃止(最終売買日は2021年7月28日)となる予定です。上場廃止後は、川重冷熱株式を東京証券取引所JASDAQスタンダードにおいて取引することができなくなります。

川重冷熱株式が上場廃止となった後も、本株式交換により川重冷熱株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に割り当てられる当社株式は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において川重冷熱株式を167株以上保有し本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける川重冷熱の株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式数に満たない当社株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

ただし、基準時において167株未満の川重冷熱株式を保有する川重冷熱株主の皆様には、単元株式数に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、当社の単元未満株式の買増制度または単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの

詳細については、上記 1. 「株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法に関する事項」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 1. 「株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法に関する事項」の（注 4）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、川重冷熱の株主の皆様は、最終売買日である 2021 年 7 月 28 日（予定）までは、東京証券取引所 JASDAQ スタダードにおいて、その保有する川重冷熱株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

当社および川重冷熱は、当社が、2021 年 3 月 31 日現在、川重冷熱株式 7,009,500 株（間接保有分 24,200 株を含みます。2021 年 3 月 31 日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数 8,387,414 株に占める割合にして 83.57%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。)) を保有し、川重冷熱は当社の連結子会社に該当することおよび川重冷熱には当社出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、当社は野村證券を、川重冷熱は S M B C 日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、2021 年 5 月 10 日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要については、上記（2）②「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社および川重冷熱はいずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社は大江橋法律事務所を、川重冷熱は北浜法律事務所を選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所および北浜法律事務所は、当社および川重冷熱から独立しており、当社および川重冷熱との間に重要な利害関係を有しておりません。

③ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、川重冷熱および当社から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人御堂筋法律事務所（以下「御堂筋法律事務所」といいます。）を選任し、本株式交換の公正性を担保するために講じるべき措置、ならびに本株式交換に係る本特別委員会の審議の方法およびその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、御堂筋法律事務所は、当社および川重冷熱から独立しており、当社および川重冷熱との間に重要な利害関係を有しておりません。

（5）利益相反を回避するための措置

川重冷熱は、当社が、2021 年 5 月 11 日現在、川重冷熱株式 7,009,500 株（間接保有分 24,200 株を含みます。2021 年 3 月 31 日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数 8,387,414 株に占める割合にして 83.57%）を保有し、川重冷熱は当社の連結子会社

に該当することおよび川重冷熱には当社出身の取締役が存在すること等から、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 川重冷熱における独立した特別委員会の設置および答申書の取得

川重冷熱は、2021 年 1 月中旬に当社から本株式交換の申入れを受けたことを受け、2021 年 1 月 29 日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、川重冷熱の意思決定に慎重を期し、川重冷熱取締役会の意思決定における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、川重冷熱取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが川重冷熱の一般株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、川重冷熱の社外取締役・独立役員である坂部彰一氏、川重冷熱の社外監査役・独立役員である東風龍明氏（弁護士）および支配株主である当社および川重冷熱との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である秋山洋氏（弁護士、御堂筋法律事務所）の 3 名によって構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の委員のうち、坂部彰一氏は、過去に当社またはその関連会社の役職員の地位にあったものの、当社またはその関連会社の在籍時より 10 年以上が経過しており、当社からの独立性を有することを、川重冷熱のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言も踏まえて確認しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、川重冷熱は、本株式交換を検討するに当たり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換が川重冷熱の企業価値の向上に資するか否か、(b)①本株式交換の条件の妥当性、および②本株式交換の手続の公正性の検討を踏まえて、本株式交換が川重冷熱の一般株主にとって不利益でないか否か、(c)その他、本特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、川重冷熱取締役会または代表取締役が必要と認めて諮問する事項を検討し、川重冷熱取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）、について、諮問いたしました。また、川重冷熱は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を川重冷熱取締役会から独立した合議体と位置付け、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換に賛同しないことといたしました。さらに、川重冷熱は、本特別委員会に、(a)取引条件等について当社と交渉を行う権限、および取引条件等の交渉過程に実質的に関与する権限、(b)適切な判断を確保するために、川重冷熱のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等の外部専門家（以下「アドバイザー等」といいます。）を指名・承認する権限、および必要に応じ、独自のアドバイザー等を選任する権限、ならびに(c)川重冷熱の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、必要な情報について説明・提供を求める権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021 年 1 月 29 日、(i)川重冷熱において、ファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として S M B C 日興証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、(ii)川重冷熱および当社から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして御堂筋法律事務所を選任し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築しました。

本特別委員会は、2021 年 1 月 29 日から 2021 年 5 月 10 日までの間に、委員会を合計 15 回開催したほか、川重冷熱担当者等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討に当たり、川重冷熱の代表取締役を含む経営陣との

間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、川重冷熱の事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について質疑応答を行っており、また、SMB C日興証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明や適時に当社との交渉状況の報告を受けているほか、SMB C日興証券を通じて、当社との間の株式交換比率の交渉に参画しております。また、本特別委員会は、当社に対してインタビューを実施し、当社グループにおける川重冷熱の位置付け、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的および本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、川重冷熱のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置ならびに本株式交換に係る川重冷熱の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。加えて、川重冷熱は、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EY ストラテジー」といいます。）に対して、当社に対する会計デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、EY ストラテジーより会計デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換が川重冷熱の企業価値向上に資するとの判断の過程、内容に著しく不合理な点は認められず、本株式交換は川重冷熱の企業価値を向上させる旨、および、本株式交換の交換対価の決定を含む本株式交換に関する意思決定は、公正な手続を通じて行われ、川重冷熱の一般株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされている旨の答申書を、2021年5月10日付で、川重冷熱の取締役会に対して提出しております。

② 川重冷熱における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

川重冷熱の取締役9名のうち、螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、および秋岡稔氏は、過去に当社の役職員であった者であり、また、当社を退社してからの期間が短期間であることに鑑み、および実松俊博氏は当社の従業員を兼務していることから、利益相反を回避する観点から、(i) 螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、秋岡稔氏、および実松俊博氏を除く他の4名の取締役で審議し全員の賛成により決議を行い、(ii) その上で、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、当社の出身者ではあるものの、当社またはその子会社の役職員を兼任しておらず、かつ、当社を退社してから5年以上経過しており、その意味で利益相反関係が薄く、また、社外取締役でもある、秋岡稔氏を加えた5名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会には当社との間で利害関係を有しない監査役1名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、利益相反を回避する観点から、螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、秋岡稔氏、および実松俊博氏は、川重冷熱の立場で本株式交換に係る協議および交渉に参加しておりません。

また、川重冷熱の監査役のうち、笠井信雄氏は、過去に当社の役職員であったため、および川西崇氏は、当社の従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本株式交換に係る議案の審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

3. 株式交換の対価として当社の普通株式を選択した理由

当社および川重冷熱は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択しました。当社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、同市場において取引が可能であること、また、川重冷熱の株主が本株式交換に伴い期待されるシナジー効果による長期的な利益を享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

4. 当社の資本金および準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従い当社が別途定める額とします。かかる取扱いは、法令および当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次頁以降をご覧ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

わが国経済は、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、10月の消費増税や、米国を中心とした通商交渉の影響等により、景気減速感が強まりました。加えて、2月以降顕在化した新型コロナウイルスの世界的感染拡大により実体経済は足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。世界経済においても、各国のロックダウン等による深刻な経済的影響が懸念されており、国内外経済の下振れリスクには一層の注意が必要な状況となっています。

当社を取り巻く事業環境としては、熱源設備（吸収冷温水機・ボイラ）の前事業年度までの一時的な需要増も落ち着き、当事業年度は例年並みの推移となっておりますが、消費増税等の影響による年度後半からの景気減速感や新型コロナウイルス感染症の影響等により、一部需要に停滞が生じる状況となっております。

このような事業環境の下、当事業年度における受注高は、前期比11億15百万円減少の180億16百万円、売上高は、前期比2億99百万円減少の175億64百万円となりました。セグメント別には次のとおりです。

空調事業では、受注高は、前事業年度から機器本体や大口の付帯設備工事案件が減少したことにより、前期比4億24百万円減少の117億18百万円となりました。売上高は、機器本体、大口の付帯設備工事案件の減少に加えて、保守点検・改修改造工事（以下、メンテナンス工事）が年度後半に減少したことにより、前期比8億84百万円減少の113億5百万円となりました。

ボイラ事業では、受注高は、前事業年度から大口ボイラ機器案件が減少したこと等により、前期比6億91百万円減少の62億98百万円となりました。一方、売上高は、前事業年度受注の大口ボイラ機器案件の売上があったこと等により、前期比5億85百万円増加の62億58百万円となりました。

利益面では、売上高の減少に加え、受注拡大に向けた販売費用の増加等により、営業利益は、前期比2億74百万円悪化の3億41百万円、経常利益は、前期比2億78百万円悪化の3億37百万円となりました。当期純利益は、前期比1億63百万円悪化の2億49百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資につきましては、生産性向上の設備並びに経常設備など総額4億39百万円の設備を完成いたしました。

3. 資金調達の状況

当事業年度において、特別の重要な資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当49期)
受 注 高 (百万円)	17,867	17,281	19,132	18,016
売 上 高 (百万円)	17,840	16,938	17,864	17,564
経 常 利 益 (百万円)	773	627	616	337
当 期 純 利 益 (百万円)	915	427	413	249
1株当たり当期純利益 (円)	109.10	50.91	49.24	29.76
総 資 産 (百万円)	14,059	14,936	15,775	14,370
純 資 産 (百万円)	5,143	5,433	5,750	5,888

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
なお、当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、川崎重工業株式会社であり、同社は間接所有を含み当社株式を7,009千株（議決権比率83.72%。うち直接所有83.43%、間接所有0.29%）所有しております。

当社は、親会社に対し、当社製品の一部を販売し、そのメンテナンスを請負っております。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社である川崎重工業株式会社との間で重要な取引を行うに際しては、その取引が当社の利益を害することがないよう、一般取引先との取引条件を念頭に、親会社の担当部門と協議を行い適正な取引条件の実現を図っています。親会社への資金の貸付については、親会社が設定したグループファイナンスによる貸付を行い、その金利は市場金利を勘案したものとなっています。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

(3) 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 関連会社の状況

該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、近年、エネルギーの多様化・分散化・効率化が進み、エネルギーミックス実現に向けた様々な取り組みが展開されております。この様な事業環境の中、当社は、熱交換技術を核として、省電力・省エネルギー・省CO₂などのエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場のより高度な技術要求にお応えするとともに、社会課題の解決を目指してまいります。

(1) 空調機器

吸収冷温水機を持つ省電力性や、熱源に廃熱や再生可能エネルギーを有効活用できる特性を活かし、機器単体のみでなく空調設備全体の省エネルギーを提案するソリューション営業活動の更なる強化に引き続き取り組んでまいります。また、お客様の様々な稼働条件における省エネ効果の実現（定格効率及び期間効率）や、空調システム全体での省エネ制御（システム効率）への要求等に対し、最適な省エネ技術でお応えしてまいります。

(2) ボイラ機器

小型貫流ボイラ「ウィルヒート」で業界最高となるボイラ効率99%対応機種を2019年10月に販売開始いたしました。引き続き、貫流ボイラのラインナップ拡充を推進し、お客様の高効率・省エネルギーへの要望に幅広くお応え出来るよう取り組んでまいります。

また、「排熱の高度利用」を目指し、川崎重工グループのガスタービン、ガスエンジンを中心に、コージェネ用排熱ボイラを採用いただけるよう積極的に取り組んでまいります。

海外事業については、マレーシアに引き続き、タイにおいても川崎重工グループの営業拠点を活用し、現地での提案活動を強化しております。今後も、東南アジア市場で、機器・メンテナンス工事を合わせた営業活動を強化し、事業拡大に努めてまいります。

国内だけではなく、海外においても「機器＋薬品＋保証」のセット販売を推進し、ストックビジネスの基盤強化に取り組んでまいります。

(3) メンテナンス工事

当社の空調・ボイラ機器本体の高信頼性、耐久性の特長を活かした製品保証付きメンテナンス契約の提案活動を積極的に進め、ストックビジネスの強化に取り組んでまいります。また、従来の24時間遠隔監視システムを進化させた「テレメンテV3」を2020年1月より運用開始し、IoTを活用した故障発生の未然防止、運転データ分析による省エネ提案等、お客様にさらに安心して当社製品をご使用いただけるよう努めてまいります。

(4) 水素焚き製品開発

川崎重工グループは、将来の水素エネルギーの普及を見据え、水素サブライチエーションに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組んでおります。当社では、燃焼時にCO₂を排出しない水素専焼貫流ボイラの製品化に向けた準備を進めており、2020年度の発売開始予定としております。今後は、吸収冷温水機への適用も図り、脱炭素社会への実現に貢献してまいります。

7. 技術・販売提携の状況

相手方の名称	国 籍	内 容	対 象 製 品
GIKOKO KOGYO INDONESIA社	インドネシア	技 術 供 与	炉 筒 煙 管 ボ イ ラ
MEHR ASL MANUFACTURING 社	イ ラ ン	技 術 供 与	吸収冷温水機、吸収冷凍機
株式会社IHI汎用ボイラ	日 本	業 務 提 携	汎 用 ボ イ ラ 全 般

(注) MEHR ASL MANUFACTURING社との技術供与については、米国の大統領令13902号を考慮し、2020年1月10日から一時中断しております。

8. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、空調機器、汎用ボイラの製造、販売並びにメンテナンス工事を行っており、その内容は次のとおりであります。

区 分	主 要 営 業 品 目
空 調 事 業	吸収冷温水機、吸収冷凍機、改修工事、改造工事、部品販売、メンテナンス
ボ イ ラ 事 業	貫流ボイラ、排熱ボイラ、水管ボイラ、炉筒煙管ボイラ、改修工事、改造工事、部品販売、薬品販売、メンテナンス

9. 本店及び事業所（2020年3月31日現在）

- (1) 本 店 滋賀県草津市青地町1000番地
- (2) 工 場 滋賀県草津市青地町1000番地
- (3) 本社、支社、支店

本 社	東京（東京都江東区）、大阪（大阪市）
支 社	東日本（東京都江東区）、中日本（名古屋市）、西日本（大阪市）
支 店	札幌、仙台、北関東（埼玉県白岡市）、新潟、松本、静岡、金沢、京滋（滋賀県守山市）、神戸、岡山、広島、高松、福岡

10. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
513名	5名増	41.0歳	16.8年

11. 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,415,000株(自己株式27,436株を含む)
- (3) 株主数 571名
- (4) 大株主上位10名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	6,985千株	83.28%
川 重 冷 熱 取 引 先 持 株 会	672	8.02
宗 教 法 人 萬 福 寺	50	0.60
株式会社トーヨーコーポレーション	40	0.48
川 重 冷 熱 従 業 員 持 株 会	39	0.47
日 本 汽 力 株 式 会 社	29	0.35
株 式 会 社 シ ガ M E C	28	0.34
K E E 環 境 工 事 株 式 会 社	24	0.29
丸 茶 株 式 会 社	22	0.26
株 式 会 社 二 葉 工 業 所	18	0.22

- (注) 1. 記載数値は表示単位未満を切り捨てております。
2. 当社は、自己株式を27,436株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2020年3月31日現在)

地 位			氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長			篠原進 しのはらすすむ	
取締役			螺澤雅人 かいざわまさひと	企画室長
取締役			植村博 うえむらひろし	生産総括担当および業務改革プロジェクト担当
取締役			森脇健 もりわきたけし	技術総括室長および品質保証担当
取締役			林田隆之 はやしだたかゆき	営業・サービス総括室長
取締役			吉村裕 よしむらゆたか	営業・サービス総括室 サービス統括
取締役			実松俊博 さねまつとしひろ	(川崎重工業㈱ エネルギー・環境プラントカンパニー 企画本部機械管理部長)
取締役			坂部彰一 さかべしょういち	
取締役			秋岡稔 あきおかみのる	
常勤監査役			笠井信雄 かさいのぶお	
監査役			東風龍明 とうふうりゅうあき	(弁護士、早駒運輸㈱社外監査役)
監査役			林毅 はやし たけし	(川崎重工業㈱ エネルギー・環境プラントカンパニー 企画本部機械管理部)

- (注) 1. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は社外取締役であります。
2. 笠井信雄、東風龍明の両氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりです。
[2019年6月27日付]
- ・新たに第48期定時株主総会で林田隆之氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役 螺澤雅人氏の担当を企画室長および生産総括担当から企画室長に変更いたしました。
 - ・取締役 植村博氏の担当を営業・サービス総括室長から生産総括担当および業務改革プロジェクト担当に変更いたしました。
4. 坂部彰一、秋岡稔、東風龍明の3氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	報酬等の総額	支給員数
取締役 (うち社外取締役)	62,183千円 (3,960千円)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16,980千円 (16,980千円)	2名 (2名)
合計 (うち社外役員)	79,163千円 (20,940千円)	10名 (4名)

- (注) 1. 上表は、当事業年度に係る役員の報酬等の総額と支給対象となった員数を示しております。
なお、取締役1名、監査役1名は無報酬のため、除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第33期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第22期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役 東風龍明氏は弁護士並びに早駒運輸株式会社の社外監査役であります。
当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

- ・ 該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席 及 び 発 言 の 状 況
社外取締役	さかべしょういち 坂部 彰一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、豊富な経営経験、空調設備業界に関する深い見識を活かした発言をそれぞれいたしました。
社外取締役	あきおかみのる 秋岡 稔	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、財務部門長の経験や経理・財務に関する深い見識を活かした発言をそれぞれいたしました。
社外監査役	かさいのぶお 笠井 信雄	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席、監査役会14回全てに出席し、川崎重工業㈱において、事業部門を統括していた経験を活かした発言をそれぞれいたしました。
社外監査役	こちたつあき 東風 龍明	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席、監査役会14回全てに出席し、弁護士活動の経験を活かした発言をそれぞれいたしました。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払金額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,980千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,980千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別ができないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に規定する事由（職務上の義務違反等）に該当すると判断する場合には、同条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により解任することとしております。その場合には、同条第3項の規定に従い、その旨及び解任の理由を株主総会に報告することとしております。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 当該事業年度中に辞任又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

V. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な整備を実施する。

また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」として周知することにより、法令及び定款を始めとする当社社則等を遵守することを徹底する。

そして、社長を委員長とする「企業倫理委員会」「CSR委員会」を設置して全社にわたるコンプライアンス体制を構築し、法令及び定款の遵守に関する教育・啓発活動を継続的に実施する。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を適切に整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行う。

(運用状況)

- ①「川崎重工グループ行動規範」を利用したコンプライアンス推進活動を実施しました。
- ②「企業倫理委員会」を1回、「CSR委員会」を4回開催し、各議題についての、審議、業務執行状況等の必要な報告を行いました。
- ③内部監査部門は、内部統制の視点から業務監査・コンプライアンス監査を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社則に基づき適切な方法により、定められた期間、保存・管理する。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

秘密情報及び個人情報についても、社則に基づき適切な方法により保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(運用状況)

取締役の職務の遂行に係る情報は、法定並びに当社の「文書管理規程」に則って保管・管理しています。また、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。

また、経営戦略上の重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行う。

リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に整備する。

重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理者である社長に報告する。

大規模地震等の災害や感染症のパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えけるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(運用状況)

- ①「決裁規則」を定め、決裁ルールを明確にし、詳細なルールを定めてリスク管理を行っています。
- ②「リスク管理委員会規程」に基づき、各部門でそれぞれ想定されるリスク分析を行い、「リスク管理委員会」で必要な報告を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行う。「取締役会」の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、職務、権限等の規則を整備する。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行う。

また、長期的ビジョンや中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行う。

(運用状況)

「取締役会」、「役員会」、「経営会議」を毎月開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行いました。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、川崎重工グループの一員として、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』という親会社グループの「グループミッション（果たすべき使命・役割）」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定、ルールを整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制を整備・維持する。

具体的には、親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保する。

また、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努める。

(運用状況)

- ①月1回「取締役会」に親会社の使用人である当社非業務執行取締役、非常勤監査役が出席し、取締役会としての独自の意思決定を行い、それに従って企業運営を行いました。
- ②常勤監査役は、川崎重工グループの「関係会社監査役連絡会議」に出席して情報交換を行うとともに、親会社常勤監査役と定期的会合をもち、意見交換を行いました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

(運用状況)

監査役と協議した結果、特定の補助すべき使用人を直ちには置かないものの、監査役が必要とする事務的補助は、企画室で対応することとし、実行しています。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

(運用状況)

監査役を補助すべき使用人を置いた場合は、監査役との協議により、その使用人の取締役からの独立性が確保される体制を整えます。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席する。合わせて、監査役は必要に応じて関係資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、これらの会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、当社の経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を監査役会に対して報告する。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちにその内容を監査役会に報告する。

社則に基づき、使用人は、社内稟議の回覧を通じて、監査役会に対して業務執行に関する報告を行う。

内部監査部門及び会計監査人は、適時に、監査役会に対して、当社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(運用状況)

監査役は、「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。

また、「決裁規則」に則り決裁事項の報告を受けるとともに、社長との意見交換の場を設けました。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前項8. の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定する。

(運用状況)

監査役に報告を行った者に対し、不公正・不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部統制管理規則」に定め、社内に周知を図っています。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

速やかに当該費用又は債務を処理しています。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

取締役は、監査役が内部監査部門との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

当社は、監査役の選任議案や監査役報酬について、法令・定款に従って必要な監査役会の同意又は決定を得る。

(運用状況)

監査役が実施した期末及び中間監査に、対象部門の取締役及び使用人は全面的な協力を行いました。

また、監査役は、内部統制部門が実施する内部監査が、目的にそって支障なくできているかについて確認し、その結果の報告を受けました。

さらに、監査役及び監査部長は、定期的に行われる公認会計士による各種監査時にその講評を聞くとともに、意見交換を行いました。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置し、さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施する。

(運用状況)

財務報告に係る内部統制システムによって、2019年度の内部統制の整備と運用状況の評価を実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、「川崎重工グループ行動規範」において規程されている反社会的勢力との一切の関係を遮断することを取締役及び使用人に対して周知徹底する。また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等の外部専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

(運用状況)

基本方針の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、その内容の周知徹底を図りました。また、定期的に警察等の外部専門機関への訪問・連絡等を行いました。

VI. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額         | 科 目             | 金 額        |
|-----------|-------------|-----------------|------------|
| 資 産 の 部   |             | 負 債 の 部         |            |
| 流 動 資 産   | 10,093,515  | 流 動 負 債         | 5,007,256  |
| 現金及び預金    | 5,771       | 支払手形            | 289,065    |
| 受取手形      | 919,388     | 電子記録債務          | 1,627,214  |
| 電子記録債権    | 505,122     | 買掛金             | 1,258,796  |
| 売掛金       | 4,572,357   | 未払金             | 89,843     |
| 原材料       | 496,279     | 未払法人税等          | 44,227     |
| 仕掛品       | 1,691,894   | 未払消費税等          | 310,803    |
| 貯蔵品       | 4,616       | 未払費用            | 364,375    |
| 前払費用      | 50,337      | 前受金             | 161,637    |
| 短期貸付金     | 1,810,224   | 賞与引当金           | 329,000    |
| 未収入金      | 38,125      | 受注損失引当金         | 352,511    |
| その他の流動資産  | 2,981       | 製品保証引当金         | 98,757     |
| 貸倒引当金     | △3,583      | 設備支払手形          | 58,486     |
| 固 定 資 産   | 4,276,692   | その他の流動負債        | 22,537     |
| 有形固定資産    | (2,386,792) | 固 定 負 債         | 3,474,746  |
| 建築物       | 732,543     | 退職給付引当金         | 3,461,536  |
| 構築物       | 200,271     | 製品保証引当金         | 7,400      |
| 機械装置      | 984,795     | 資産除去債務          | 5,810      |
| 車両運搬具     | 12,391      | 負 債 合 計         | 8,482,002  |
| 工具器具備品    | 194,522     | 純 資 産 の 部       |            |
| 土地        | 230,331     | 株 主 資 本         | 5,850,827  |
| 建設仮勘定     | 31,936      | 資 本 金           | 1,460,500  |
| 無形固定資産    | (292,411)   | 資 本 剰 余 金       | 1,228,500  |
| 商 標 権     | 235         | 資 本 準 備 金       | 1,228,500  |
| ソフトウエア    | 273,143     | 利 益 剰 余 金       | 3,188,121  |
| ソフトウエア仮勘定 | 6,600       | 利 益 準 備 金       | 168,800    |
| 電話加入権     | 12,432      | その他利益剰余金        | 3,019,321  |
| 投資その他の資産  | (1,597,488) | 別 途 積 立 金       | 1,000,000  |
| 投資有価証券    | 77,949      | 繰越利益剰余金         | 2,019,321  |
| 繰延税金資産    | 1,363,135   | 自 己 株 式         | △26,293    |
| その他の投資    | 159,319     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 37,377     |
| 貸倒引当金     | △2,916      | その他有価証券評価差額金    | 37,377     |
| 資 産 合 計   | 14,370,207  | 純 資 産 合 計       | 5,888,204  |
|           |             | 負 債 純 資 産 合 計   | 14,370,207 |

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 17,564,326 |
| 売 上 原 価                 |         | 12,891,296 |
| 売 上 総 利 益               |         | 4,673,029  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 4,331,237  |
| 営 業 利 益                 |         | 341,791    |
| 営 業 外 収 益               |         | 10,926     |
| 受 取 利 息                 | 3,768   |            |
| 受 取 配 当 金               | 2,161   |            |
| そ の 他 の 収 益             | 4,996   |            |
| 営 業 外 費 用               |         | 14,971     |
| 支 払 利 息                 | 249     |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 10,688  |            |
| そ の 他 の 費 用             | 4,033   |            |
| 経 常 利 益                 |         | 337,746    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 337,746    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 142,000 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △53,953 | 88,046     |
| 当 期 純 利 益               |         | 249,700    |

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |           |           |           |           |         |           |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利 益 剰 余 金 |           |           |           | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | 利益準備金     | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |         |           |
|                         |           |           |           |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   |           |         |           |
| 2019年4月1日期首残高           | 1,460,500 | 1,228,500 | 1,228,500 | 168,800   | 1,000,000 | 1,870,274 | 3,039,074 | △25,837 | 5,702,236 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |           |           |           |           |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | —         | —         | —         | —         | —         | △100,654  | △100,654  | —       | △100,654  |
| 当 期 純 利 益               | —         | —         | —         | —         | —         | 249,700   | 249,700   | —       | 249,700   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | △455    | △455      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —       | —         |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —         | —         | —         | —         | 149,046   | 149,046   | △455    | 148,590   |
| 2020年3月31日期末残高          | 1,460,500 | 1,228,500 | 1,228,500 | 168,800   | 1,000,000 | 2,019,321 | 3,188,121 | △26,293 | 5,850,827 |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 2019年4月1日期首残高           | 48,390       | 48,390     | 5,750,627 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | —            | —          | △100,654  |
| 当 期 純 利 益               | —            | —          | 249,700   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —            | —          | △455      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △11,013      | △11,013    | △11,013   |
| 事業年度中の変動額合計             | △11,013      | △11,013    | 137,577   |
| 2020年3月31日期末残高          | 37,377       | 37,377     | 5,888,204 |

# 個 別 注 記 表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法により評価しております。

### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

②原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～47年

機械及び装置 4～13年

#### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (5) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③受注損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

#### ④製品保証引当金

保証期間中の製品に係る保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に当事業年度の売上に対応する保証費用の見積額を計上しております。また、保証期間にかかわらず当社が履行義務を負う保証工事については個別に保証費用の見積額を計上しております。

#### ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務（予定取引を含む）

##### ③ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。なお、投機的な取引は行っておりません。

##### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

#### (7) 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事……………工事完成基準

#### (8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,152,905千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権   | 2,230,213千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債務   | 58,159千円    |

### 4. 損益計算書に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 |           |
| 売上高           | 969,593千円 |
| 仕入高           | 2,871千円   |
| その他の営業取引高     | 175,690千円 |
| 営業取引以外の取引高    | 3,768千円   |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首   | 増加 | 減少 | 当事業年度末    |
|----------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式 (株) | 8,415,000 | —  | —  | 8,415,000 |

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加  | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 27,148  | 288 | —  | 27,436 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 288株

### (3) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 100,654        | 12.00           | 2019年3月31日 | 2019年6月28日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2020年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益<br>剰余金 | 100,650        | 12.00           | 2020年<br>3月31日 | 2020年<br>6月29日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 賞与引当金       | 100,210千円   |
| 未払社会保険料     | 16,478千円    |
| 退職給付引当金     | 1,054,349千円 |
| 受注損失引当金     | 107,371千円   |
| 製品保証引当金     | 32,334千円    |
| 未払事業税       | 9,002千円     |
| その他         | 65,272千円    |
| (繰延税金資産 小計) | 1,385,018千円 |
| 評価性引当額      | 17,668千円    |
| (繰延税金資産 合計) | 1,367,349千円 |

(繰延税金負債)

|              |             |
|--------------|-------------|
| その他有価証券評価差額金 | 4,213千円     |
| (繰延税金負債 合計)  | 4,213千円     |
| 繰延税金資産の純額    | 1,363,135千円 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達及び運用については、川崎重工グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によって行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、債権管理部門が取引先の状況を把握し、取引先ごとに期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒の軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に基づき先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び設備関係支払手形は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。当社は社内規程に基づき取引の実行及び管理を行い、為替の変動リスクをヘッジしております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

|         | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時 価 ( * )   | 差 額 |
|---------|-----------------|-------------|-----|
| ①現金及び預金 | 5,771           | 5,771       | —   |
| ②受取手形   | 919,388         | 919,388     | —   |
| ③電子記録債権 | 505,122         | 505,122     | —   |
| ④売掛金    | 4,572,357       | 4,572,357   | —   |
| ⑤短期貸付金  | 1,810,224       | 1,810,224   | —   |
| ⑥投資有価証券 |                 |             |     |
| その他有価証券 | 67,471          | 67,471      | —   |
| ⑦支払手形   | (289,065)       | (289,065)   | —   |
| ⑧電子記録債務 | (1,627,214)     | (1,627,214) | —   |
| ⑨買掛金    | (1,258,796)     | (1,258,796) | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期貸付金

短期貸付金はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の運用に伴う親会社貸付金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑦支払手形、⑧電子記録債務、⑨買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額10,477千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類 | 会 社 等<br>の 名 称<br>又は氏名 | 所 在 地  | 資 本 金<br>又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は 職 業                                               | 議 決 権 等<br>の 被 所 有<br>割 合 (%) | 関連当事者<br>との 関 係  | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円)       | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|--------|------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------|---------------------|--------------------|-------|--------------|
| 親会社 | 川崎重工業㈱                 | 神戸市中央区 | 104,484,658            | 航空宇宙システム、エネルギー・環境プラント、精密機械・ロボット、船舶海洋、車両、モーターサイクル&エンジン、その他の各事業 | 直接<br>83.43<br>間接<br>0.29     | 当社製品の販売<br>役員の転籍 | 空調機器・ボイラ等の販売、メンテナンス | 969,593            | 売 掛 金 | 351,963      |
|     |                        |        |                        |                                                               |                               |                  | 資金の貸付受 取 利息         | 2,196,570<br>3,768 | 短期貸付金 | 1,810,224    |

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税を含んでおります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しないほかの当事者と同様に決定しております。  
3. 資金の貸付に係る取引は、川崎重工グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の貸借取引であり、取引金額は期中平均残高を記載しております。  
4. 受取利息に係る取引は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### (2) 兄弟会社等

| 種 類     | 会 社 等<br>の 名 称<br>又は氏名 | 所 在 地  | 資 本 金<br>又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は 職 業                  | 議 決 権 等<br>の 被 所 有<br>割 合 (%) | 関連当事者<br>との 関 係    | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円) | 科 目     | 期末残高<br>(千円) |
|---------|------------------------|--------|------------------------|----------------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|--------------|---------|--------------|
| 親会社の子会社 | 川重商事㈱                  | 神戸市中央区 | 600,000                | 産業機械、空調機器、船用機械、航空機器、石油製品、鉄鋼製品の販売 | なし                            | 当社製品の販売<br>原材料等の仕入 | 空調機器・ボイラ等の販売、メンテナンス | 832,971      | 受 取 手 形 | 331,149      |
|         |                        |        |                        |                                  |                               |                    |                     |              | 売 掛 金   | 206,417      |

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税を含んでおります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しないほかの当事者と同様に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 702円01銭  
(2) 1株当たり当期純利益 29円76銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月 15 日

川重冷熱工業株式会社

取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人  
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 恭 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川重冷熱工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 第49期 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

川重冷熱工業株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 笠 井 信 雄 ㊞

社外監査役 東 風 龍 明 ㊞

監査役 林 毅 ㊞

以 上

別紙 4

次頁以降をご覧ください。

**川崎重工業株式会社**

NO.2020123

2021 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦  
コード番号 7012 東京① 名古屋①  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部  
部長 鳥居 敬  
【東京】TEL 03-3435-2130  
【神戸】TEL 078-371-9531

**当社車両事業の会社分割（簡易分割）による  
当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ**

川崎重工は、本日開催の取締役会において、車両カンパニーの分社（2020 年 11 月 2 日公表）に関し、準備会社として 2021 年 3 月 10 日に設立した川崎車両株式会社（当社完全子会社。以下、川崎車両）へ、車両カンパニーが行う事業（以下、車両事業）の有する権利義務を吸収分割により承継させること（以下、本分割）について決議しましたので、お知らせします。

なお、本分割は当社の完全子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略しています。

**1. 本分割の目的**

鉄道システムは、環境に優しく日常生活に密着した公共交通手段として、人口集中による大都市の混雑緩和や環境対策のための都市交通整備、アジア諸国の経済発展に伴う鉄道インフラニーズなど、今後も世界的に安定した市場成長が見込まれる一方、足元では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内では乗客数減少に対応した投資計画の見直し、海外では新線の建設工事の遅れが現実となりつつあります。

このような認識の下、鉄道システム全体におよぶ需要とそのソリューションに対応すべく、業界関係各社との連携・協業を含め、機動的かつ柔軟に取り組んでいく体制を整えるため、本分割を実施するものです。

**2. 本分割の概要****（1）本分割の要旨****①本分割の日程**

|              |                |
|--------------|----------------|
| 取締役会決議日      | 2021年3月31日     |
| 分割契約締結日      | 2021年3月31日     |
| 分割予定日（効力発生日） | 2021年10月1日（予定） |

（注）本分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当することから、株主総会決議による承認を得ずに行います。

②本分割の方式

川崎車両を承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割です。

③本分割に係る割当ての内容

川崎車両は、本分割に際して、普通株式 192,800 株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付します。

④本分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

⑤本分割により増減する資本金

本分割による当社の資本金の変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

川崎車両は、本分割により当社の車両事業に関して有する権利義務を承継します。(但し、吸収分割契約において承継しないと定めたものを除く。)

⑦債務履行の見込み

本分割において、当社が負担すべき債務について、その履行の確実性に問題がないと判断しています。

(2) 本分割の当事会社の概要

|             | 分割会社<br>(2021年3月31日時点)                                                             | 承継会社<br>(2021年3月31日時点) |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①商号         | 川崎重工業株式会社                                                                          | 川崎車両株式会社               |
| ②本店所在地      | 神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号                                                                  | 神戸市兵庫区和田山通二丁目1番18号     |
| ③代表者の役職・氏名  | 代表取締役社長執行役員<br>橋本 康彦                                                               | 代表取締役社長<br>村生 弘        |
| ④事業内容       | 船舶海洋事業<br>車両事業<br>航空宇宙システム事業<br>エネルギー・環境プラント事業<br>モーターサイクル&エンジン事業<br>精密機械・ロボット事業 等 | 車両事業                   |
| ⑤資本金        | 104,484百万円(連結)                                                                     | 10百万円                  |
| ⑥設立年月日      | 1896年10月15日                                                                        | 2021年3月10日             |
| ⑦発行済株式数     | 167,080,532株                                                                       | 200株                   |
| ⑧決算期        | 3月31日                                                                              | 3月31日                  |
| ⑨大株主および持株比率 | ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) [6.4%]                                                    | ・川崎重工業株式会社 [100%]      |

|  |                                                                                                                                                                                  |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社日本カストディ銀行<br/>(信託口) [3.4%]</li> <li>・日本生命保険相互会社[3.4%]</li> <li>・川崎重工業従業員持株会[2.5%]</li> <li>・株式会社みずほ銀行[2.5%]</li> </ul> ※2020年9月30日時点 |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

| ⑩直前事業年度の財政状態および経営成績 ※1 |                   |   |
|------------------------|-------------------|---|
| 純資産                    | 471,562百万円 (連結)   | — |
| 総資産                    | 1,957,845百万円 (連結) | — |
| 1株あたり純資産               | 2,727.59円 (連結)    | — |
| 売上高                    | 1,641,335百万円 (連結) | — |
| 営業利益                   | 62,063百万円 (連結)    | — |
| 経常利益                   | 40,429百万円 (連結)    | — |
| 当期純利益                  | ※2 18,662百万円 (連結) | — |
| 1株あたり当期純利益             | 111.72円 (連結)      | — |

※1 確定した最終事業年度がないため、川崎車両の財政状態および経営成績は「—」としています。

※2 親会社株主に帰属する当期純利益

### (3) 承継する事業部門の概要

#### ①承継する部門の事業内容

当社の車両カンパニーが行う事業

(各種鉄道車両、産業車両、特殊車両、鉄道システム、除雪機械等およびそれらの部品の設計、開発、製造、修理、解体ならびに販売および賃貸借に関する事業等)

#### ②承継する部門の経営成績 (連結)

|     | 分割する事業部門の実績<br>(a) | 2020年3月期実績<br>(b) | 比率<br>(a/b) |
|-----|--------------------|-------------------|-------------|
| 売上高 | 136,553 百万円        | 1,641,335 百万円     | 8.3%        |

#### ③承継する資産、負債の項目および金額 (連結、2021年10月1日予定)

| 項目 | 金額          | 項目 | 金額          |
|----|-------------|----|-------------|
| 資産 | 184,800 百万円 | 負債 | 169,100 百万円 |

(注) 承継する資産・負債の金額は現時点の見込み額です。

(4) 本分割後の状況

当社に関しては、商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期について、いずれも本分割による変更はありません。

川崎車両については次のとおりです。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| ①商号        | 川崎車両株式会社           |
| ②本店所在地     | 神戸市兵庫区和田山通二丁目1番18号 |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長<br>村生 弘    |
| ④事業内容      | 車両事業               |
| ⑤資本金       | 9,650百万円           |
| ⑥決算期       | 3月31日              |

(5) 今後の見通し

本分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(2021年3月31日公表分)および前期連結実績

|                      | 連結売上高            | 連結営業損益        | 連結経常損益        | 親会社株主に帰属<br>する当期純損益 |
|----------------------|------------------|---------------|---------------|---------------------|
| 当期業績予想<br>(2021年3月期) | 百万円<br>1,500,000 | 百万円<br>△5,000 | 百万円<br>△4,000 | 百万円<br>△23,000      |
| 前期実績<br>(2020年3月期)   | 1,641,335        | 62,063        | 40,429        | 18,662              |

別紙 5

次頁以降をご覧ください。

## 川崎重工業株式会社

NO.2020124

2021 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦  
コード番号 7012 東京① 名古屋①  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部  
部長 鳥居 敬  
【東京】TEL 03-3435-2130  
【神戸】TEL 078-371-9531

**当社モーターサイクル&エンジン事業の会社分割（簡易分割）による  
当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ**

川崎重工は、本日開催の取締役会において、モーターサイクル&エンジンカンパニーの分社（2020 年 11 月 2 日公表）に関し、準備会社として 2021 年 2 月 12 日に設立したカワサキモータース株式会社（当社完全子会社。以下、カワサキモータース）へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業（以下、モーターサイクル&エンジン事業）の有する権利義務を吸収分割により承継させること（以下、本分割）について決議しましたのでお知らせします。

なお、本分割は当社の完全子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略しています。

## 1. 本分割の目的

二輪車およびオフロード四輪車をはじめとするパワースポーツ事業、汎用エンジン事業は、CASE（※）に代表される 100 年に 1 度の大変革期を迎え、環境規制対応、電動化や先進安全技術分野での協業も進みつつあります。主力のパワースポーツ事業は、当社の中で唯一の B to C 事業であり、機動的かつ果敢な意思決定が必要とされる事業特性があります。

このような事業環境の下、会社分割を通じて、自律的な事業運営体制を確立することによりスピード感のある経営を遂行し、新たなライフスタイルの提案など、顧客に密着した製品・サービスの提供を通じて、さらに強固なブランドの構築と事業の持続的成長を図ることとしました。

※CASE : Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字をつなげた造語

## 2. 本分割の概要

## （1）本分割の要旨

## ①本分割の日程

|              |                |
|--------------|----------------|
| 取締役会決議日      | 2021年3月31日     |
| 分割契約締結日      | 2021年3月31日     |
| 分割予定日（効力発生日） | 2021年10月1日（予定） |

（注）本分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当することから、株主総会決議による承認を得ずに行います。

②本分割の方式

カワサキモータースを承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割です。

③本分割に係る割当ての内容

カワサキモータースは、本分割に際して、普通株式 19,800 株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付します。

④本分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

⑤本分割により増減する資本金

本分割による当社の資本金の変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

カワサキモータースは、本分割により当社のモーターサイクル&エンジン事業に関して有する権利義務を承継します。(但し、吸収分割契約において承継しないと定めたものを除く。)

⑦債務履行の見込み

本分割において、当社が負担すべき債務について、その履行の確実性に問題がないと判断しています。

(2) 本分割の当事会社の概要

|                | 分割会社<br>(2021年3月31日時点)                                                             | 承継会社<br>(2021年3月31日時点) |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①商号            | 川崎重工業株式会社                                                                          | カワサキモータース株式会社          |
| ②本店所在地         | 神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号                                                                  | 兵庫県明石市川崎町1番1号          |
| ③代表者の役職・<br>氏名 | 代表取締役社長執行役員<br>橋本 康彦                                                               | 代表取締役社長<br>堀内 勇二       |
| ④事業内容          | 船舶海洋事業<br>車両事業<br>航空宇宙システム事業<br>エネルギー・環境プラント事業<br>モーターサイクル&エンジン事業<br>精密機械・ロボット事業 等 | モーターサイクル&エンジン事業        |
| ⑤資本金           | 104,484百万円(連結)                                                                     | 10百万円                  |
| ⑥設立年月日         | 1896年10月15日                                                                        | 2021年2月12日             |
| ⑦発行済株式数        | 167,080,532株                                                                       | 200株                   |
| ⑧決算期           | 3月31日                                                                              | 3月31日                  |
| ⑨大株主および        | ・日本マスタートラスト信託銀行株                                                                   | ・川崎重工業株式会社 [100%]      |

|      |                                                                                                                                  |  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 持株比率 | 株式会社（信託口）[6.4%]<br>・株式会社日本カストディ銀行<br>（信託口）[3.4%]<br>・日本生命保険相互会社[3.4%]<br>・川崎重工業従業員持株会[2.5%]<br>・株式会社みずほ銀行[2.5%]<br>※2020年9月30日時点 |  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

| ⑩直前事業年度の財政状態および経営成績 ※1 |                  |   |
|------------------------|------------------|---|
| 純資産                    | 471,562百万円（連結）   | — |
| 総資産                    | 1,957,845百万円（連結） | — |
| 1株あたり純資産               | 2,727.59円（連結）    | — |
| 売上高                    | 1,641,335百万円（連結） | — |
| 営業利益                   | 62,063百万円（連結）    | — |
| 経常利益                   | 40,429百万円（連結）    | — |
| 当期純利益                  | ※2 18,662百万円（連結） | — |
| 1株あたり当期純利益             | 111.72円（連結）      | — |

※1 確定した最終事業年度がないため、カワサキモータースの財政状態および経営成績は「—」としています。

※2 親会社株主に帰属する当期純利益

### （3）承継する事業部門の概要

#### ①承継する部門の事業内容

当社のモーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業

（二輪車、オフロード四輪車、多用途四輪車、パーソナルウォータークラフト、汎用ガソリンエンジン、ニッケル水素電池等およびそれらの部品の設計、開発、製造、修理、解体ならびに販売および賃貸借に関する事業等）

#### ②承継する部門の経営成績（連結）

|     | 分割する事業部門の実績<br>(a) | 2020年3月期実績<br>(b) | 比率<br>(a/b) |
|-----|--------------------|-------------------|-------------|
| 売上高 | 337,757百万円         | 1,641,335百万円      | 20.5%       |

#### ③承継する資産、負債の項目および金額（連結、2021年10月1日予定）

| 項目 | 金額         | 項目 | 金額         |
|----|------------|----|------------|
| 資産 | 220,000百万円 | 負債 | 169,500百万円 |

（注）承継する資産・負債の金額は現時点の見込み額です。

(4) 本分割後の状況

当社に関しては、商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期について、いずれも本分割による変更はありません。

カワサキモータースについては次のとおりです。

|            |                   |
|------------|-------------------|
| ①商号        | カワサキモータース株式会社     |
| ②本店所在地     | 兵庫県明石市川崎町1番1号     |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長<br>伊藤 浩 ※ |
| ④事業内容      | モーターサイクル&エンジン事業   |
| ⑤資本金       | 1,000百万円          |
| ⑥決算期       | 3月31日             |

※本分割の効力発生日までに、代表者を堀内勇二から伊藤浩へ変更予定。

(5) 今後の見通し

本分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(2021年3月31日公表分)および前期連結実績

|                      | 連結売上高            | 連結営業損益        | 連結経常損益        | 親会社株主に帰属<br>する当期純損益 |
|----------------------|------------------|---------------|---------------|---------------------|
| 当期業績予想<br>(2021年3月期) | 百万円<br>1,500,000 | 百万円<br>△5,000 | 百万円<br>△4,000 | 百万円<br>△23,000      |
| 前期実績<br>(2020年3月期)   | 1,641,335        | 62,063        | 40,429        | 18,662              |